

## 規制レビューと規制の事前評価の連携について

### 1. これまでの経緯

#### (1) 規制レビュー

- ・ 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、「規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」等に基づき、規制シートの作成及び規制の見直し期限の設定を実施。
- ・ 規制シートについては、以下①～③を当面優先的に作成すべき対象とし、規制所管府省において、これまでに 131 件のシートを作成。
  - ① 平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの（37 件（通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成 27 年度に見直し時期が到来するもの 4 件を含む））
  - ② 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制（86 件）
  - ③ 規制改革会議における審議事項に関連する規制（8 件）
- ・ 規制の見直し期限の設定については、規制改革会議において、規制に関わる法律（430 件）及び政省令以下（3,784 件）の見直し年度を取りまとめ公表するとともに、規制所管府省において、規制に関わる法律ごとの見直し年度・周期を各ホームページで公表。

#### (2) 規制の事前評価

- ・ 規制の事前評価については、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」に基づき、平成 16 年度から、規制所管府省において試行的に実施。
- ・ 平成 19 年 10 月から、法律又は政令に基づく規制の新設・改廃を対象に本格実施（政策評価法施行令等を改正し、ガイドラインを策定）。平成 26 年度までに、921 件の評価を実施。
- ・ 総務省の政策評価審議会（政策評価制度部会）による「規制に係る政策評価の改善方策（平成 27 年度中間取りまとめ）」（平成 28 年 2 月 23 日）においては、規制改革会議が進める規制レビューとの連携、レビュー（事後評価）の在り方が、平成 28 年度における主な検討項目として示されている。

## 2. 対応案

総務省の政策評価審議会における中間取りまとめを踏まえ、規制改革会議として、以下の方向で、規制レビューと規制の事前評価の連携を図ることとし、その内容を答申に盛り込むこととしてはどうか。

(1) まず、規制所管府省による規制シート作成等の規制レビューの取組は、今後も継続していくことが必要。

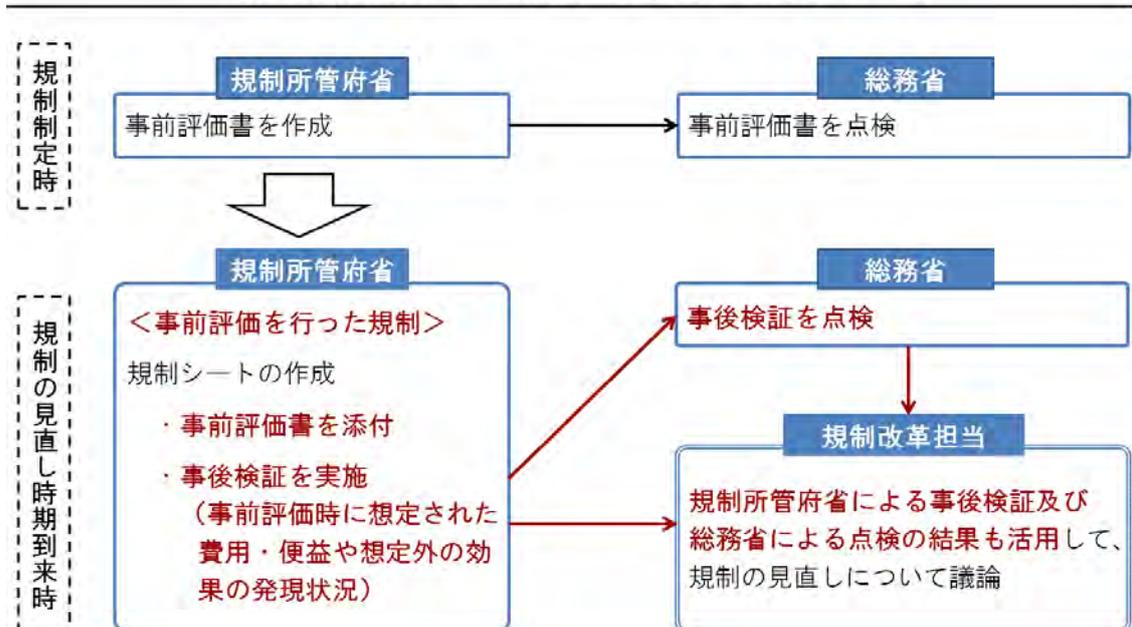
(2) (1) を前提に、規制所管府省が事前評価を行った規制について、

- ① 規制所管府省において、規制シートの作成に当たり、事前評価書を添付するとともに、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施する。
- ② 総務省において、規制所管府省による上記の事後検証について点検を行う。

(3) 今後、当該規制の見直しの議論を行う際には、上記の規制所管府省による事後検証及び総務省による点検の結果も活用することが適当。

なお、規制所管府省が事前評価を行っていない規制については、これまでと同様に、規制シートの作成及び公表の取組を行うことが必要。

(参考) 規制レビューと規制の事前評価の連携 (イメージ)



○規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（抄）

### Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

#### 1 具体的なシステムの考え方

##### (1) 見直し基準

###### ①見直し対象

見直し対象については、規制（注 1）のうち、法律、法規命令（注 2）、通知・通達等（注 3）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とする。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「平成 18 年決定」という。）に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとする。

（注 1）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注 2）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注 3）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

###### ②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化

viii 規制制定手続の透明化

ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

### ③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注4）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する。

（注4）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

## （2）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理する。

## （3）規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

### ①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期
- ・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

### ②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成する。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、

上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載する。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成する。

#### (4) 「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加する。

## 2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

### (1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組む。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
  - ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
  - ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
  - ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

### (2) 規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

○規制レビューの実施について（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）（抄）

規制レビューの実施については、「規制改革実施計画」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）（以下「実施計画」という。）に掲げられた「Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等」を着実に実施するため、当面、以下のとおりとする。

2 規制シートの当面の作成対象等

規制シートについては、実施計画Ⅲ 2（2）において「当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する」こととされているところである。

規制シートの作成対象及び作成時期については、実施計画Ⅲ 2（2）において「規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シートに係る負担も勘案し、段階的に対応する」とされていることを踏まえ、当面、以下のとおりとする。

（1）上記①見直し時期が到来する規制

上記①のうち、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制に係る規制シートについては、平成 27 年 2 月末を目途に、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

（2）上記②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

上記②については、規制改革会議において「再検討事項」とされた時点から遅くとも 1 か月以内に当該事項に係る規制シートを作成し、作成後速やかに規制改革会議に送付するものとする。

（3）上記③規制改革会議における審議事項に関連する規制

上記③については、上記（1）及び（2）の作成状況等を踏まえ、作成対象及び作成時期等について別途検討するものとする。

○規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日）（抄）

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー等）

2. 規制レビューの具体的な実施方法

（1）規制レビューの実施状況

②規制シートの規制改革会議への提出状況（平成27年5月18日現在）

- ア 見直し時期が到来する規制 4件
- イ 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制 46件
- ウ 規制改革会議における審議事項に関連する規制 0件

（2）今後作成すべき規制シートの範囲

（1）②の状況を踏まえ、当面優先的に作成すべき規制シートの範囲について、以下のとおり拡大することとする。

- ア 見直し時期が到来する規制  
平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの
- イ 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制
- ウ 規制改革会議における審議事項に関連する規制

（3）規制の見直し期限の設定及び公表について

規制の見直し期限については、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、平成27年末までに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表することとする。

○規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

7 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー等）

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくため、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

規制の見直し期限については、平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、平成27年末までに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表する。

○規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）（抄）

I 共通的事項

10 規制に関する基本ルールの見直し等

(2) 規制に係る手続の見直し

① R I A 導入の推進【平成16年度以降逐次実施】

ア R I Aについては、各府省において平成16年度から試行的に実施することとし、評価手法の開発された時点において、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で義務付けを図るものとする。

このため、毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的なR I Aの実施状況を把握・分析するとともに、その結果得られたこれらの取組の推進に資するような知見・情報等を各府省に対して提供することや調査研究等を通じて、政策評価の観点から早急にその評価手法の開発の推進に努めることとする。

また、各府省においても、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ評価手法の開発の推進に努めることとする。

# 規制に係る政策評価の改善方策について(平成27年度)(概要)

(参考6)

## 【現状と課題】

- ◆ 規制の事前評価(規制によって発生する費用と便益を分析し、当該規制の導入が適切か評価するもの)は平成19年度から導入。
- ◆ 評価対象は法律又は政令による規制の新設・改廃であり、政府全体で毎年度100件前後の事前評価を実施。
- ◆ 政策評価制度部会において各府省の評価書の評価書を点検したところ、以下のような課題がみられた。
  - ① 単に評価書を作成するという事務作業となっており、政策意思決定過程において事前評価が活用されていない。
  - ② 費用・便益について定量化・金銭価値化がなされていないなど、事前評価書に記載する情報量が不足している。  
<第189回国会提出の法案に係る規制の事前評価書79件中定量化されているものは1件>
  - ③ 全ての規制に一律に評価を求めめるのではなく、一部の規制案には簡素化した評価手法を導入するなど、メリハリのある評価となるよう検討が必要。

## 【改善方策(平成27年度)】

- ◆ 現行ガイドラインの枠組みの下、評価の質の確保に資する観点から、具体的な例を示しつつ、改善方策を提示。
  - ① ベースライン(比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合の状況)の適切な設定
  - ② 費用・便益の定量化・金銭価値化の方法(金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化)
  - ③ 代替案(比較対象となる規制以外の手段、他の規制手法)の適切な設定

継続  
検討

## 【平成28年度の主な検討項目】

- ◆ ガイドラインの改正も視野に、意思決定過程における評価の活用促進、メリハリのある評価とする観点から、以下の事項について今後検討。
  - ① 政策意思決定過程での事前評価の活用
  - ② 簡素化した評価手法 <例えば国際条約に基づき規制など意思決定要素のないもの>
  - ③ レビュー(事後評価)の在り方
  - ④ 関係機関との連携 <規制改革会議の規制レビュー、公正取引委員会の競争状況への影響の把握・分析>

評価の質の向上、意思決定に活用されるメリハリのある評価の実施